

文京区E P A介護福祉士候補者受入事業補助金交付要綱

29文福介第3034号 平成30年 3 月30日 区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区の区域内（以下「区内」という。）の介護保険施設等が経済連携協定及び交換公文に基づくE P A介護福祉士候補者の受入れを行う事業に係る初期費用の一部を補助することにより、人材として外国人を受け入れる際の体制整備を促進し、介護従事者の確保を図ること、もって質の高い介護サービスを安定的・継続的に提供することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) E P A介護福祉士候補者 「日本・インドネシア経済連携協定」、「日本・フィリピン経済連携協定」、又は「日本・ベトナム経済連携協定に基づく交換公文」に基づき日本の介護福祉士資格の取得を目的とした研修を受けながら就労するインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人をいう。
- (2) 事業団 公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）をいう。
- (3) 送り出し調整機関 インドネシア海外労働者派遣・保護庁（N a t i o n a l B o a r d）、フィリピン海外雇用庁（P O E A）及びベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局（D O L A B）をいう。
- (4) 受入れ施設 区内に所在するE P A介護福祉士候補者が就労する予定であり、又は就労している次に掲げる施設をいう。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
 - ウ 外部サービス利用型を除く法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設
 - エ 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - オ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - カ 本体施設の定員が30名以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第7項に規定するサテライト型居住施設
 - キ 本体施設の定員が30名以上の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第6項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
 - ク 本体施設の定員が30名以上の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設
 - ケ アからクまでに規定する介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されている次に掲げる介護サービスを実施する施設
 - ① 法第8条第1項に規定する居宅サービスに該当する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）

- (4) 法第8条の2に規定する介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）
- (5) 法第8条第14号に規定する地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護
- (7) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業

- (5) 受入れ機関 E P A介護福祉士候補者を受入れ施設へ受け入れることを希望し、又は受入れを行っている法人をいう。
- (6) 求人申込年度 受入れ機関が事業団に対して求人登録申請を行う年度をいう。
- (7) 受入れ年度 原則として求人申込年度の翌年度であり、E P A介護福祉士候補者が受入れ施設において就労を開始する年度をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区内において受入れ施設を運営する受入れ機関とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、受入れ機関が、受入れ施設においてE P A介護福祉士候補者の受入れを行う事業とする。

2 補助対象事業は、求人申込年度及び受入れ年度に区分するものとする。

3 補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。

- (1) 求人申込年度にあつては、マッチングが成立した場合
- (2) 受入れ年度にあつては、E P A介護福祉士候補者が就労を開始した場合（専らE P A介護福祉士候補者の事由により就労を開始できなかった場合であつて、区長が認めるときを含む。）

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、受入れ機関がE P A介護福祉士候補者の受入れを行う際に要する初期費用（E P A介護福祉士候補者が受入れ施設において就労を開始するまでに要する費用をいう。）のうち、次に掲げる費用であつて、事業団又は日本語研修機関（以下「研修機関」という。）に対し支払うもの（事業団を通じて送り出し調整機関等に支払う費用を含む。）とする。

- (1) 求人申込手数料
- (2) 現地合同説明会参加に係る一部負担金
- (3) あっせん手数料
- (4) 滞在管理費（E P A介護福祉士候補者の入国初年度に係るものに限る。）
- (5) 送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払金
- (6) 介護導入研修に係る費用
- (7) 研修機関に対する日本語研修の一部負担金
- (8) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として区長が認める費用

2 補助金は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に要した補助対象経費を対象として交付する。

- (1) 求人申込年度 求人申込手数料の支払からマッチングの成立まで（当該年度においてマッチングの成立後に対象経費の支払が発生する場合にあつては、当該費用の支払日まで）
- (2) 受入れ年度 当該年度における最初の対象経費の支払からE P A介護福祉士候補者の就労開始まで

（補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 求人申込年度 E P A介護福祉士候補者1人当たりの補助対象経費の実支出額に3分の2を乗じて得た額と10万円のうちいずれか少ない額にE P A介護福祉士候補者の数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 受入れ年度 E P A介護福祉士候補者1名当たりの補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額と25万円のうちいずれか少ない額にE P A介護福祉士候補者の数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、文京区E P A介護福祉士候補者受入事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業団に提出した次に掲げる書類の写し(受入れ年度の申請の場合にあっては、求人申込年度に係るものとする。)

ア 求人登録申請書

イ 求人票

ウ 受入れ施設説明書

エ 介護研修計画書

オ 研修実施体制説明書

- (2) 受入れ年度に係る申請の場合にあっては、マッチングが成立したことを確認できる書類

- (3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 求人申込年度 当該年度の5月末日

- (2) 受入れ年度 対象経費のうち当該年度における最初の費用を支払う日又は当該年度の5月末日のいずれか早い日

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは文京区E P A介護福祉士候補者受入事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、補助金を交付しないことを決定したときは文京区E P A介護福祉士候補者受入事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、補助対象者に通知する。

(変更の承認事項)

第10条 補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区E P A介護福祉士候補者受入事業変更(中止)申請書(別記様式第4号)を提出し、あらかじめ区長による承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき。

- (2) 補助対象事業の内容の変更をしようとするとき。

- (3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請の内容を審査し、補助対象事業の変更又は中止をすることが適当であると認めたときは、文京区E P A介護福祉士候補者受入事業変更(中止)承認通知書(別記様式第5号)により当該補助事業者に通知しなければならない。

3 区長は、前項の規定により補助対象事業を変更し、又は中止することを認めたときは、交付決定額を変更することができる。

4 区長は、前項の規定により交付決定額を変更したときは、文京区E P A介護福祉士候補者受入事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知しなければならない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定期間内に完了しないときは又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、区長が指定する日までに文京区EPA介護福祉士候補者受入事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる関係資料を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

- (1) 領収書その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
- (2) 求人申込年度にあっては、マッチングが成立したことを確認できる書類
- (3) 受入れ年度にあっては、次に掲げる書類の写し

ア ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格取得届及び外国人雇用状況の届出書の写し

イ 雇用契約書の写し

- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、文京区EPA介護福祉士候補者受入事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた時は、速やかに文京区EPA介護福祉士候補者受入事業補助金交付請求書（別記様式第9号）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 区長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に充当したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは例規に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区EPA介護福祉士候補者受入事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により補助事業者に通知しなければならない。

3 前2項の規定は、第13条の規定により補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、速やかにその全部又は一部を返還しなければならない。

（帳簿等の整理）

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（他の補助金等との重複禁止）

第18条 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（暴力団の排除）

第19条 文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者は、補助金の交付の対象としない。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。